

中津川市生きること支援計画

令和 2 年 3 月

中津川市

はじめに



我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、年間 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策が総合的に推進されてきました。その結果、自殺者数は近年減少傾向にあるものの、依然として深刻な状態が続いています。更に平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、市町村にはこの法律に基づき自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市における自殺者数については、平成 12 年の 29 人をピークとし、近年は 16 人前後で推移しています。かけがえのない命が失われている現実を重く受け止め、市民の方と接する職員が相談者の悩みに向き合い、その解消に向けた適切な支援ができるよう取り組んで参りました。

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と言われ、社会の努力で避けることのできる死であるというのが世界の共通認識となっています。社会・経済的な問題、健康問題、家庭問題等、人が命を絶ってしまう背景や原因は様々です。本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない中津川市」を基本理念とし、苦しんでいる人に気づき適切な支援につなげることができるよう、一人ひとりの生活を守るという姿勢のもと、今回この計画を策定いたしました。市民、地域、関係機関の皆様と連携し、この計画の着実な推進を図って参りたいと思います。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました関係機関の皆様、パブリック・コメントを通して貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

中津川市長 青山 節児

生きること支援計画目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画策定の方法	4
第2章 中津川市の現状と課題	5
1 統計からみる現状と課題	5
2 市民の意識	9
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本理念	13
2 基本認識	13
3 基本方針	14
4 施策体系	16
5 数値目標	18
第4章 生きること支援施策	19
1 地域におけるネットワークの強化	19
2 自殺対策を支える人材の育成	21
3 住民への啓発と周知	24
4 生きることの促進要因への支援	26
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	35
6 高齢者向け対策	38
7 生活困窮者向け対策	42
8 勤務・経営対策	44
第5章 計画の進行管理及び評価	46
1 計画の進行体制	46
2 計画の進行管理及び評価	46

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移が減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰しものが等しく支援を受けられるよう、全ての市町村に「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

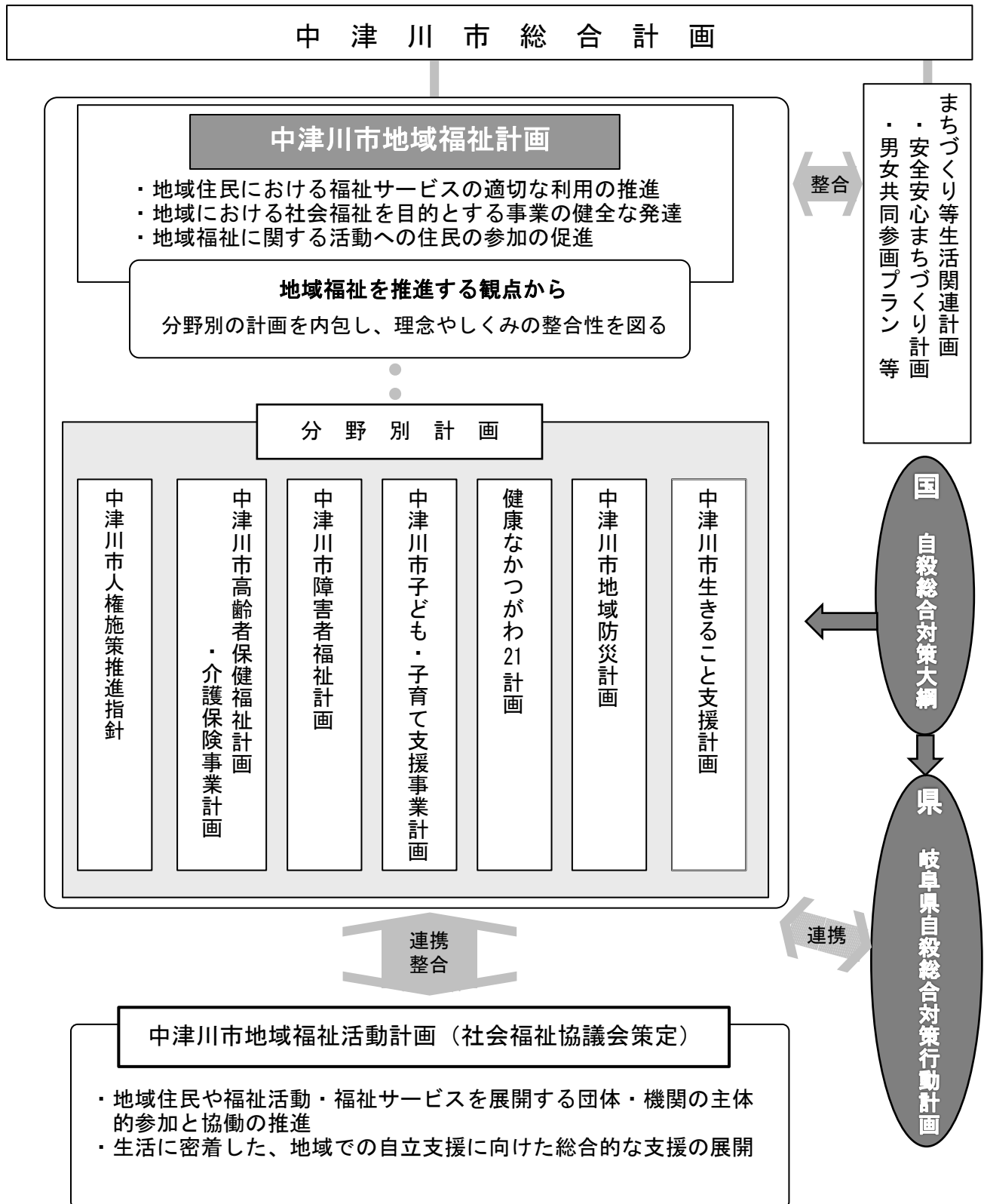
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等のさまざまな社会的要因があります。本市では、そうした背景や課題を踏まえ、自殺予防対策の方針と関連する施策を明確にし、「生きることの包括的支援」体制を推進していくため、『中津川市生きること支援計画』を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は自殺予防基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。中津川市の自殺対策を総合的に推進するための方向性や、施策・事業等を示す自殺対策の基本的な計画として策定します。

また、市の最上位計画である「中津川市総合計画」をはじめ、中津川市の「中津川市地域防災計画」「健康なかつがわ21計画」「中津川市子ども・子育て支援事業計画」「中津川市障害福祉計画」「中津川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「中津川市人権施策推進指針」等の市の個別計画や、国の「自殺総合対策大綱」、県の「岐阜県自殺総合対策行動計画」等とも整合を図ったものとします。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間として設定します。ただし、法律や制度、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の方法

本計画は、以下のような体制で策定を進めました。

1. 作業部会、策定委員会の設置

本計画の策定に当たり、庁内の幅広い関係部局が「生きること支援対策」の意識をもち、生きること支援施策の推進に関れるよう、作業部会（生きること支援ネットワーク）、策定委員会を設置し、事業の整理や施策の検討を行いました。

2. 関係機関からの意見収集

本計画策定に当たり、庁外のさまざまな専門家等の見識を取り入れ計画内容へ盛り込みました。

3. パブリック・コメントの実施

本計画の策定に当たり、市民の意見を取り入れるとともに、生きること支援対策に関する理解を醸成するため、計画素案に対するパブリック・コメントを令和元年 9 月 30 日～令和元年 10 月 31 日に実施しました。

第 2 章

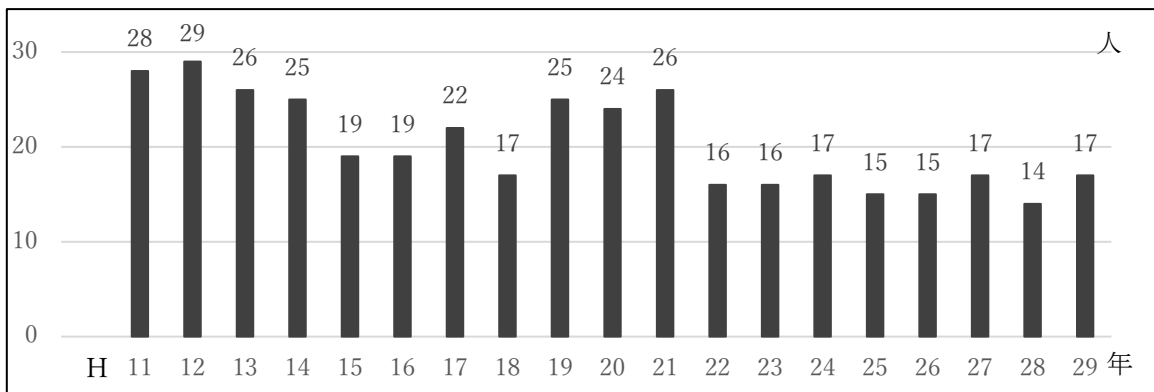
中津川市の現状と課題

1 統計からみる現状と課題

(1) 自殺者の推移

中津川市の自殺者数の推移は、平成 12 年をピークとし減少・増加を繰り返し、現在は 15 人前後で推移しています。

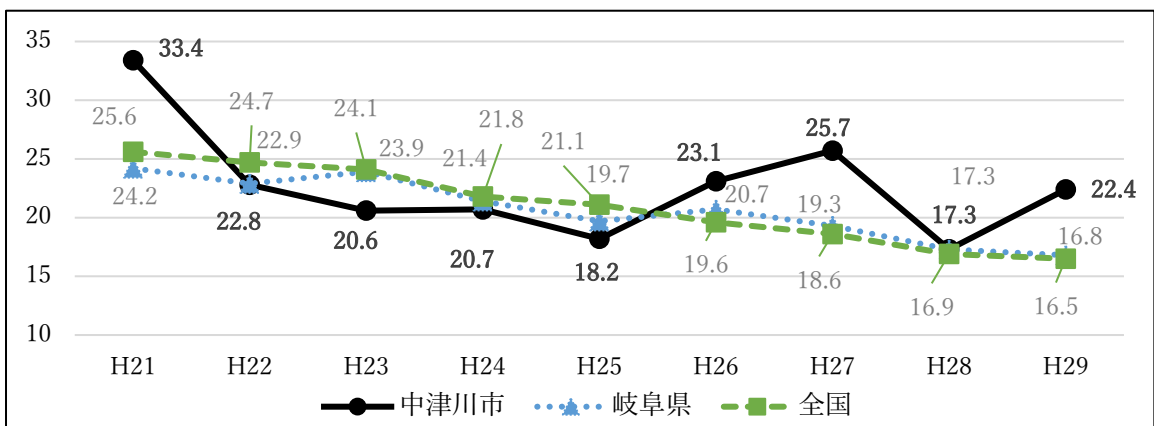
◆ 自殺者数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

自殺死亡率の推移では、平成 22 年～25 年は岐阜県・全国を下回っていましたが、平成 26 年以降は岐阜県・全国を上回っています。

◆ 自殺死亡率(人口 10 万対)



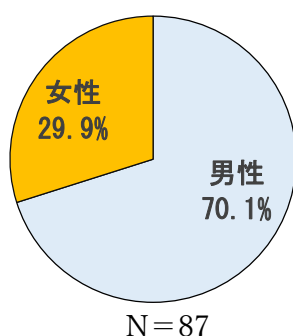
資料：自殺統計

※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数：自殺死亡者数÷人口×100,000

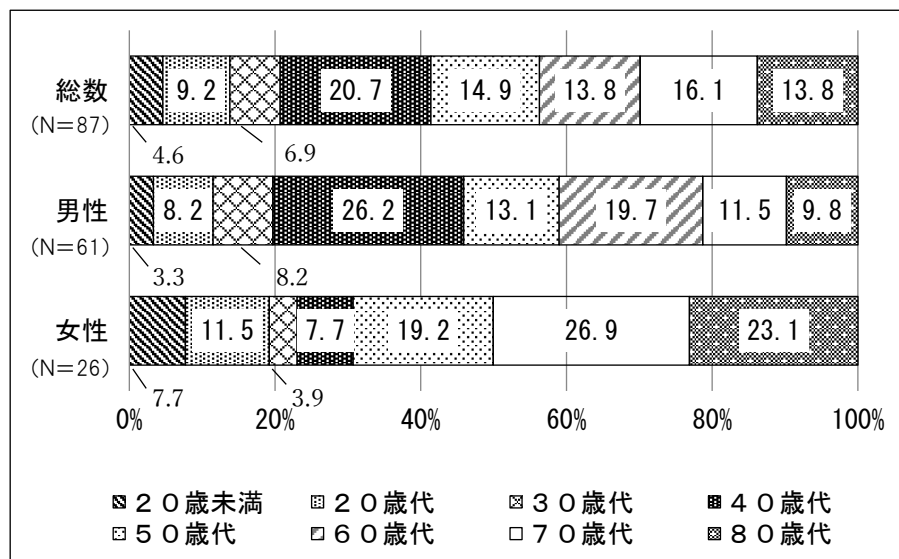
(2) 性・年代別の自殺者数

平成 25 年～29 年の合計で自殺者の状況を見ると、男性 70.1%、女性 29.9%と男性が多い状況です。性・年代別の自殺者割合の総数では、40 歳代が最も多く、次いで 70 歳代が多くを占めます。また、岐阜県・全国の自殺死亡率と比較すると男性の 40、60 歳代、女性の 20、50、70 歳代で県・全国を上回っています。社会的に柱となる働き盛りの年代と高齢に差しかかる年代に対しての支援が必要となります。

自殺者の男女割合
(H25～29 年)



◆ 性・年代別の自殺者割合 (H25～29 年)

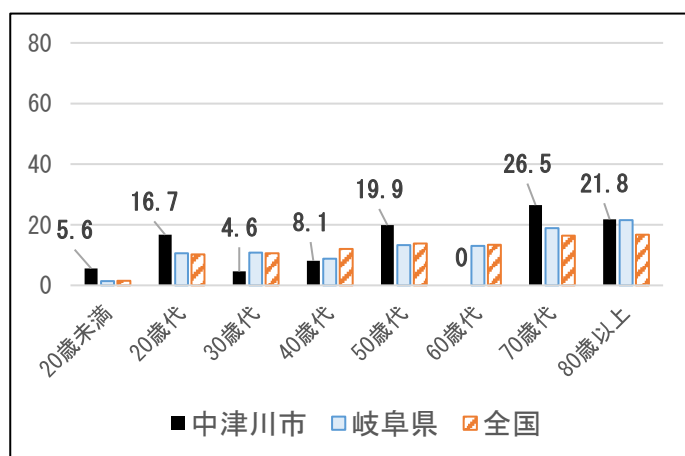
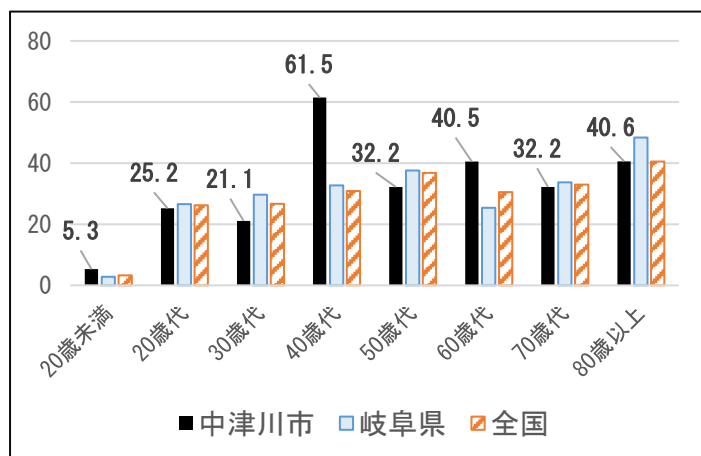


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」

◆ 中津川市・岐阜県・全国の性・年代別の自殺死亡率 (人口 10 万対) (H25～29 年)

男性

女性



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」

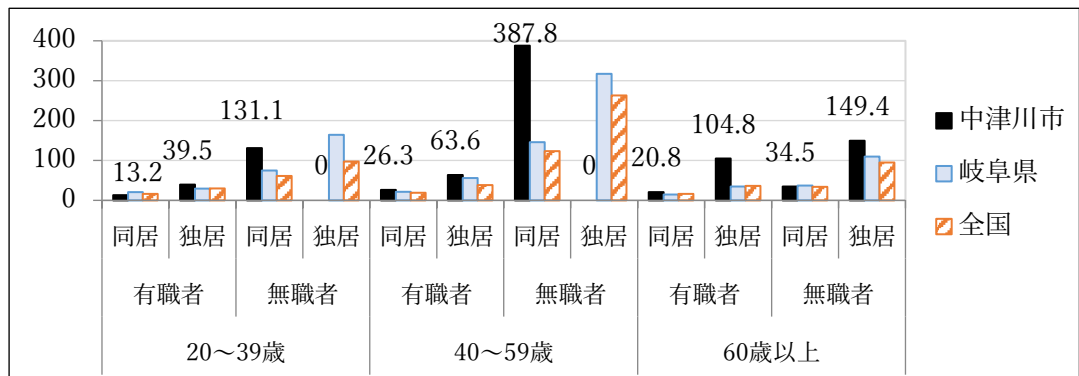
(3) 職業の有無、同居の有無別自殺死亡率

岐阜県、全国の職業の有無・同独居別自殺死亡率を比較すると、中津川市では男性 40～59 歳・無職者・同居、女性 40～59 歳・有職者・独居が多く、また、男女ともに 60 歳以上・無職者・独居で自殺死亡率が高くなっています。

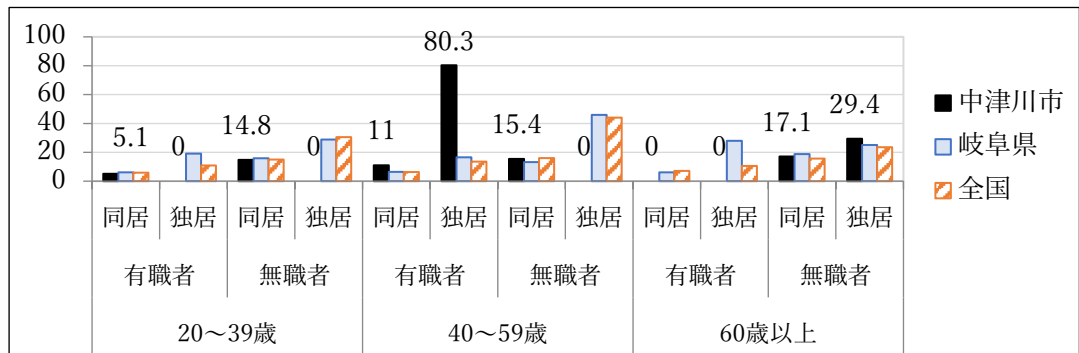
男性においては就労可能な 40～59 歳において無職であることが疾病や就労、生活困窮等の自殺の要因を生むことが示唆されます。また、男女ともに 60 歳以上の高齢者については、身近でサポートが得られにくい独居が自殺のリスクを高める要因となっています。

◆ 中津川市・岐阜県・全国の職業の有無、同居の有無別自殺死亡率（人口 10 万対）（H25～29 年）

男性



女性

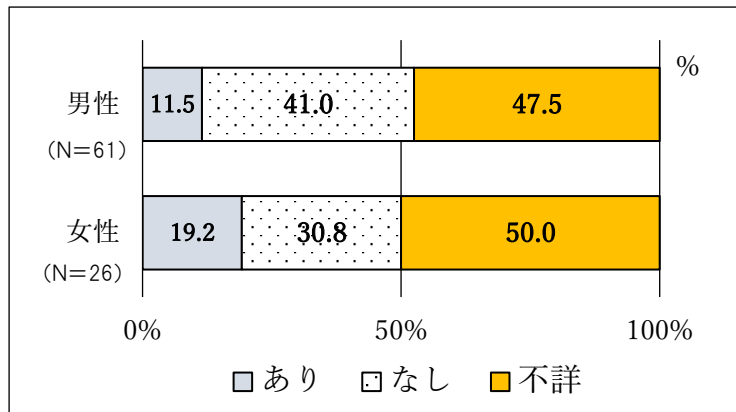


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

(4) 自殺者の未遂歴

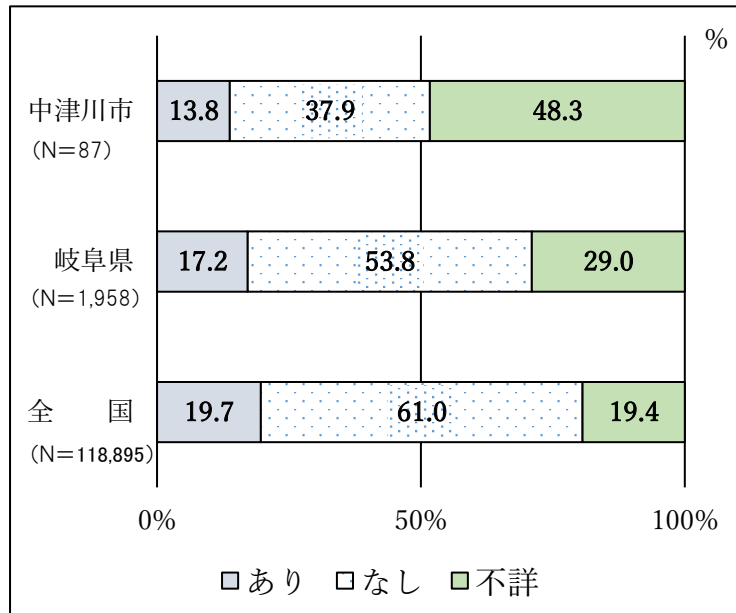
自殺者における未遂歴の有無については、男性 11.5%、女性 19.2%と女性の方が高くなっています。

◆ 男女別自殺者における未遂歴の有無（H25～29 年）



自殺者における未遂歴の有無については、岐阜県、全国と比較すると、中津川市では 13.8%と低くなっています。しかし、「不詳」が多く実態が明らかではない状況です。

◆ 自殺者における未遂歴の有無（H25～29 年）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

2 市民の意識

(1) 調査の概要

生きること支援に関連のある市民意識調査結果についてまとめました。抜粋した調査結果の概要は以下の通りです。

① 中津川市地域福祉計画の策定のためのアンケート調査

調査対象	住民基本台帳から年齢別に無作為に抽出された、中津川市内在住の 30 歳以上の方 3,000 名
調査期間	平成 26 年 7 月中旬から 8 月上旬
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数 3,000 通 有効回収数 1,241 通 有効回収率 41.3 %

資料：「中津川市地域福祉計画第 2 期計画」平成 27 年

② 中津川市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定アンケート調査

調査対象・方法	➤ 在宅介護：要介護認定を受けられた在宅サービス利用者（直接配布・回収またはケアマネジャーへ提出） ➤ 一般高齢者：65 歳以上の方（郵送による配布・回収） ➤ 在宅未利用者：要介護認定を受けられた在宅サービス未利用者（郵送による配布・回収） ➤ 若者：40～64 歳の方（郵送による配布・回収） ➤ 施設入所者（直接配布・回収） ➤ ケアマネジャー（直接配布・介護保険室へ提出し回収）
調査期間	平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 3 日

回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
➤ 在宅介護	1,000 通	947 通	94.7%
➤ 一般高齢者	2,000 通	1,493 通	74.7%
➤ 在宅未利用者	300 通	194 通	64.7%
➤ 若者	1,000 通	488 通	48.8%
➤ 施設入所者	200 通	172 通	86.0%
➤ ケアマネジャー	140 通	117 通	83.6%

資料：「中津川市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成 30 年

③ 中津川市人権施策推進指針の策定アンケート調査

調査対象	中津川市内在住の 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出		
調査期間	平成 27 年 9 月 11 日から平成 27 年 9 月 28 日		
調査方法	郵送による配布・回収		
回収状況	配 布 数	2,000 通	
	有効回収数	1,114 通	
	有効回収率	55.7 %	

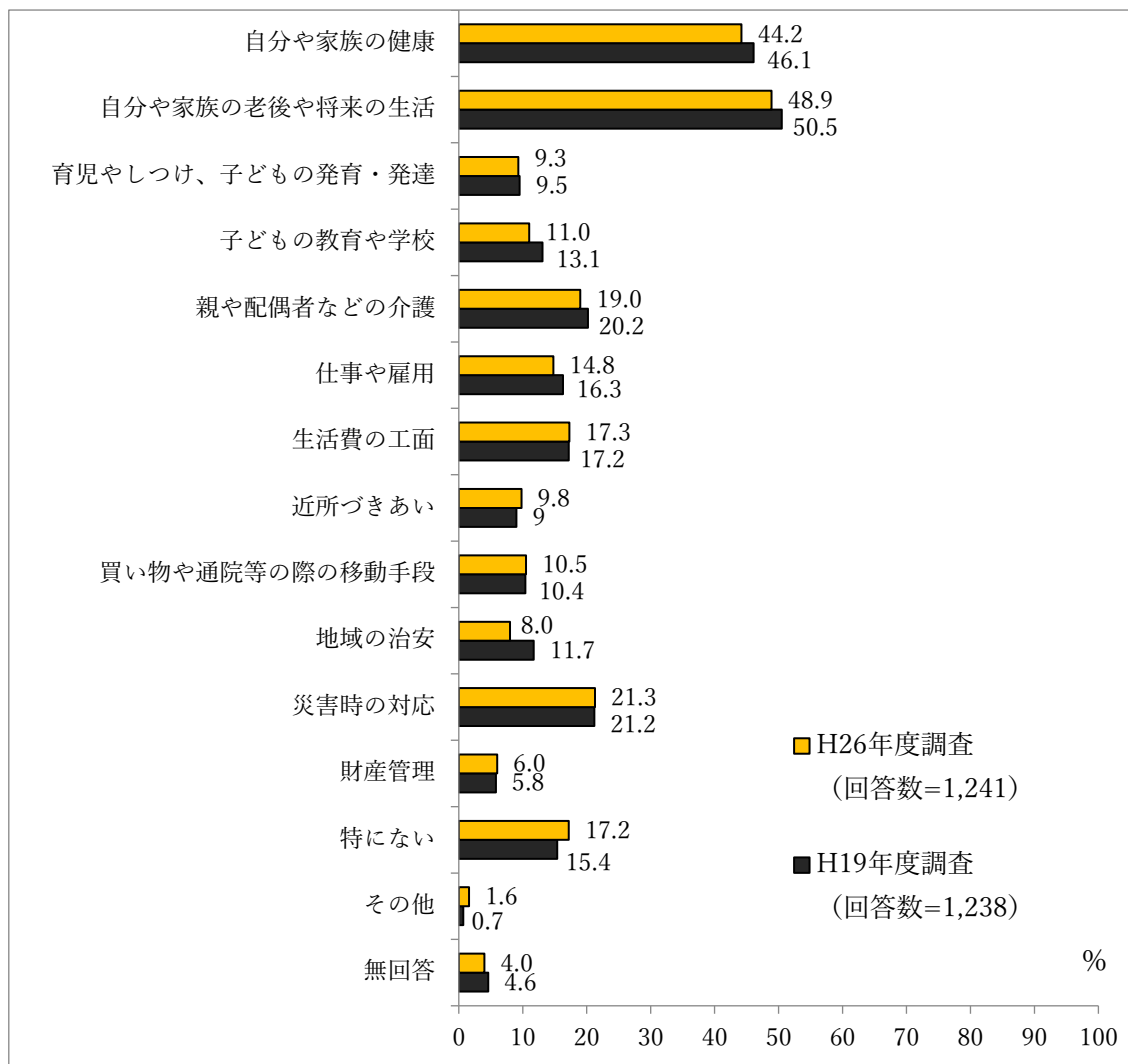
資料：「中津川市人権に関する市民意識調査結果報告書」平成 28 年

(2) 調査結果のまとめ

① 悩みや不安、困っていること

平成 26 年度の調査結果では「自分や家族の老後や将来の生活」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」の割合が 44.2%「災害時の対応」の割合が 21.3%となっています。

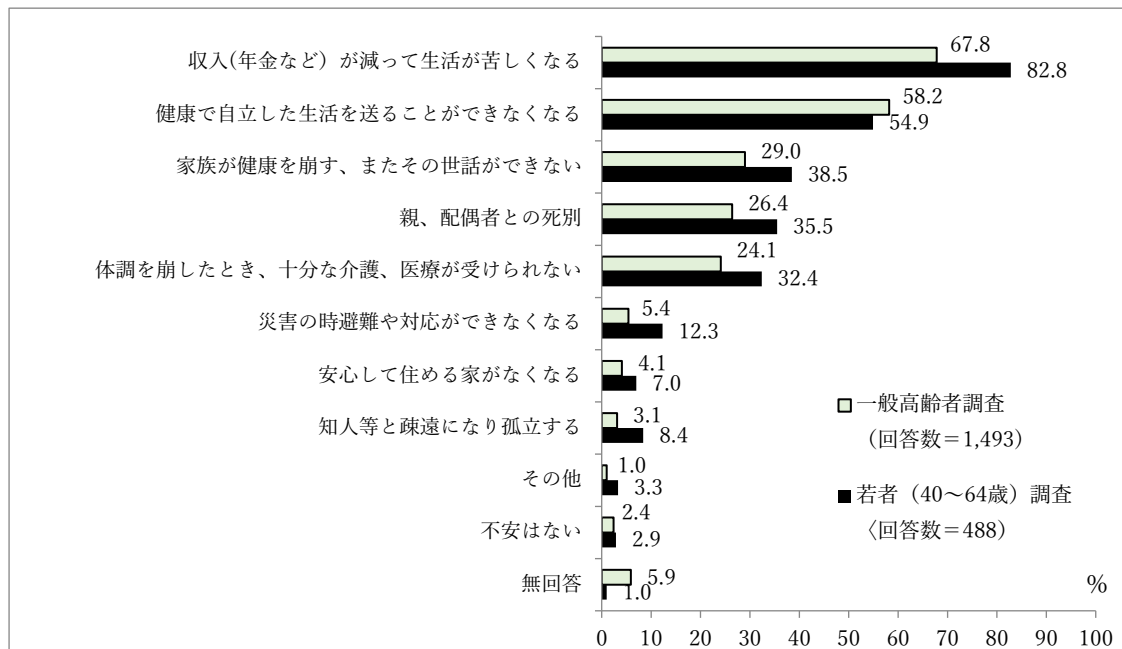
平成 19 年度の調査と比較すると、大きな差異はみられませんでした。



資料：「中津川市地域福祉計画第 2 期計画（平成 27 年度～平成 28 年度）」

② 老後の不安について

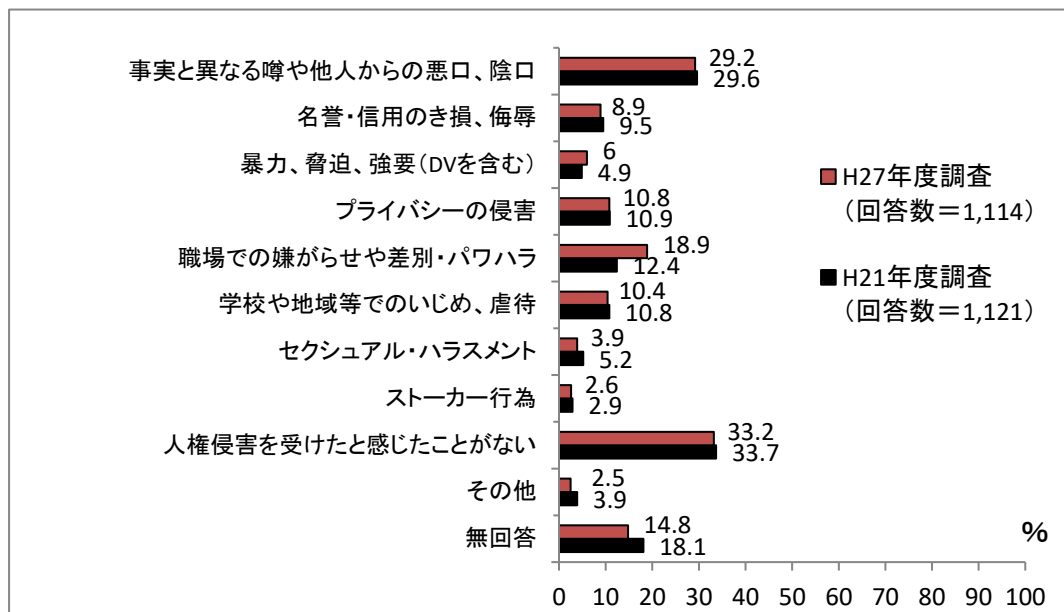
一般高齢者調査、若者（40～64 歳）調査ともに「収入（年金など）が減って生活が苦しくなる」の割合が最も高く、次いで「健康で自立した生活を送ることができなくなる」の割合が高くなっています。



資料：「中津川市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 平成30年

③ これまでに受けた人権侵害

「事実と異なる噂や他人からの悪口、陰口」が多くを占めています。「職場での嫌がらせや差別・パワハラ」が、増加傾向にあります。



資料：「第2次中津川市人権施策推進指針」 平成28年3月

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

➤ 「誰も自殺に追い込まれることのない 中津川市」の実現を目指す

自殺の背景には、精神保健上の問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があります。

自殺対策の本質は「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

2 基本認識

➤ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、あるいは与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数は、さまざまな悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態になっていることが明らかになっています。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、追い込まれてしまった結果の死であるといえることができます。

➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

全国の子殺者数は、平成10年に急増し、自殺死亡率は25.0を超え、年間3万人を超える高い水準で推移していましたが、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」に基づく取組みが進められ、自殺者数は減少し一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、依然としてわが国の自殺死亡率は主要先進7か国の中でも最も高く、年間自殺者数も2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

3 基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺対策大綱」を踏まえて、次の自殺対策における「基本方針」として本計画の推進を図ります。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
- (3) 対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む

市民が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。また、このような包括的な取組みを実施するために、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連の分野においても同様の連携の取組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、さまざまな分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、個々の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」に分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において対応を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう普及啓発を行います。

市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

4 施策体系

基本理念の実現に向けて、8つの施策を定めます。

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 6 高齢者向け対策
- 7 生活困窮者向け対策
- 8 勤務・経営対策

1 地域におけるネットワークの強化

行政や専門機関、地域住民等、中津川市全体で包括的な自殺対策の支援体制を構築することで、状態が深刻化する前に悩みを抱えている人の発見や、複合的な課題への対応を図ります。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策に専門的に関わる人材はもちろん、さまざまな分野の専門家や支援者、また一般住民に対して自殺対策についての意識づけを行い、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担える人材（ゲートキーパー）の確保・育成を図ります。

- (1) さまざまな職種を対象とする自殺対策の意識づけ人材育成
- (2) 一般住民を対象とする研修
- (3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修

3 住民への啓発と周知

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」であり、誰にでも起こりうるものです。さまざまな媒体や機会を通じて、自殺に対する認識を広く周知します。

- (1) リーフレット等の作成と活用
- (2) 市民向け講演会・イベント等の開催
- (3) さまざまな機会を通じた啓発

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクの低下へ進めることができます。年齢や性別、健康状態や経済的な背景等、それぞれにあった「生きることの促進要因」となる施策を推進します。

- (1) さまざまな居場所づくり
- (2) 心身の健康づくりの推進
- (3) さまざまな相談支援の実施
- (4) さまざまな支援を求める人への事業の展開
- (5) 年代や興味に合わせた生きがいつくりの推進
- (6) 自殺未遂者や遺族に対する支援

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒に関わる関係機関が連携し、命の大切さを実感できるような教育や、困難に直面した際のSOSの出し方等に関する教育を進め、児童生徒の自殺の防止を図ります。

- (1) SOSの出し方に関する教育の実施
- (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

6 高齢者向け対策

高齢者の自殺については、身体機能の低下や配偶者との離別・死別から社会参加の機会が少なくなり、閉じこもりやうつ状態から孤立・自殺へと追いつめられていく傾向がみられます。さまざまな機関が包括的に高齢者と関わり、生きがいつくりや介護支援へとつなげることで自殺対策を進めます。

- (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 高齢者の健康不安に対する支援
- (3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- (4) 高齢者への生活支援

7 生活困窮者向け対策

自殺の背景となりうる生活困窮への対応として、相談窓口の周知や把握した自殺リスクの高い人を専門機関へつなぐ等の取組みや、生活困窮者自立支援制度と一体となった施策を展開します。

- (1) 相談、自立支援の推進
- (2) 経済的な支援の実施

8 勤務・経営対策

長時間労働や職場でのハラスメント等のストレスにより、労働者が心身の健康を損ない、自殺に追い込まれることがないように、事業所等におけるメンタルヘルス対策や、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

- (1) 相談支援の実施
- (2) 健全に働ける職場環境づくり
- (3) 就労・ビジネスに関するさまざまな相談の実施

5 数値目標

国では、自殺総合対策大綱において、令和 8 年までに自殺死亡率（人口 10 万あたりの自殺者数）を、平成 27 年 18.5 から先進諸国の水準である 13.0 以下まで、30%以上減少することを目標とし、最終的には誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指しています。

中津川市においては、平成 27 年の自殺死亡率は 25.7 と、国を上回っています。当面の目標として、自殺総合対策大綱における全国の数値目標に合わせ、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比較して 30%以上減少させることを目標とします。そのため、本計画の最終年度となる令和 6 年には、20%以上減少である 20.5 を目標とします。

目 標

自殺死亡率

平成 27 年
25.7



- 令和 6 年までに 20.5 以下（20%以上の減少）
- 令和 8 年までに 17.9 以下（30%以上の減少）

第4章

生きること支援施策

1 地域におけるネットワークの強化

生きること支援の推進にあたって、庁内の関係部局や、庁外のさまざまな機関・組織が密に連携し、情報共有することで、中津川市における自殺対策ネットワークの構築を図ります。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
1	生きること支援ネットワーク会議	関係機関が相互に連携・協力し、生きること支援対策に取り組むため「生きること支援ネットワーク会議」を庁内に設置します。	健康医療課 社会福祉課
2	地域の関係機関との連携	地域ケア会議や民生委員児童委員協議会定例会、地域福祉懇談会等において、地域で福祉やまちづくりに関わる各専門職との連携を図り、身近な地域における対策を推進します。 【具体的な事業】 ・ 民生委員児童委員協議会定例会 ・ 地域包括支援センター運営協議会 ・ 地域ケア会議 ・ 地域包括ケアシステムにおける医療の提供 ・ 地域福祉推進 ・ 地域包括支援ネットワーク会議 ・ 相談協力員懇話会	高齢支援課 健康医療課 病院事業部

3	各分野の会議における自殺対策の推進	虐待やDV、障がい福祉、医療、子育て支援等、自殺の原因と関連性が強い分野における各種会議において、自殺対策の視点を盛り込むとともに情報共有や連携を図ります。 【具体的な事業】 ・要保護児童、DV防止地域対策協議会 ・地域自立支援協議会 ・高齢者虐待防止ネットワーク推進事業の実施（「関係専門機関介入支援ネットワーク会議」/「保健医療福祉サービス介入ネットワーク会議」） ・子ども・子育て会議 ・地域福祉懇談会 ・医療機関等との連携 ・安心安全まちづくり推進市民会議 ・認知症みまもりの「わ」事業（コーディネーター会議）	子ども家庭課 社会福祉課 高齢支援課
4	自殺リスクの高い人に関する情報共有体制の整備	健康・福祉・法律等各課へのさまざまな相談や、地域や関連機関から挙げられる住民からの相談、困りごとを通じて、自殺リスクの高い人等を把握し、個人情報に留意しながら関係機関で情報を共有し、適切な支援へとつなげます。	関係各課

2 自殺対策を支える人材の育成

(1) さまざまな職種を対象とする人材育成

「生きることの包括的な支援」に関わるさまざまな分野の専門家や支援者が、自殺しようとしている人のサインにいち早く気づき、自殺を防ぐ役割を担えるよう、研修等を通じ人材の育成を図ります。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
5	職員の研修事業	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパー研修や、ストレスの対処法や相談しやすい職場環境をつくるためのメンタルヘルス研修を行います。 【具体的な事業】 ・ラインケア研修	人事課
6	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネジャーに対する研修会や、相談に応じた指導・助言を実施する中で、自殺対策に関する意識づけを行います。 【具体的な事業】 ・地域ケア会議 ・ケアマネ部会 ・主任介護支援専門員連絡会 ・地域包括支援ネットワーク会議	高齢支援課
7	企業での自殺対策の促進	企業における自殺対策として、各商工会等やハローワークと連携し、経営者・自営業者、従業員を対象に、メンタルヘルスや就労環境の改善に対する働きかけを行います。 【具体的な事業】 ・経営相談 ・経営者支援セミナー	商業振興課 工業振興課

8	関係機関における自殺対策の促進	さまざまな分野の専門家や支援者を対象にメンタルヘルスや自殺を防ぐ役割を担えるよう研修等を行います。 【具体的な事業】 ・ 適応指導教室指導者への研修 ・ 来庁者の案内窓口業務従事者への研修 ・ 公営住宅の管理事務者への研修 ・ 障がい者基幹相談支援センター職員への研修 ・ 母子・父子自立支援員設置 ・ 高齢者等見守り活動 ・ 放課後児童支援員への研修 ・ 介護予防事業従事者への研修 ・ 介護相談員への研修 ・ 地域包括支援センター、在宅介護支援センター相談員への研修	社会福祉課 子ども家庭課 高齢支援課 学校教育課 資産経営課 都市建築課
---	-----------------	--	---

（２）一般住民を対象とする人材育成

市民の「自殺は誰もが当事者になりうる問題である」という認識を高めるとともに、より多くの市民が、悩みを抱えている人に気づき、寄りそえる存在となれるよう、研修等での意識づけや適切な対応の習得を促します。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
9	民生委員児童委員・障害者相談員研修の実施	民生委員児童委員及び障害者相談員への研修において、専門性を高め、相談員の育成や周知を図ると共に、自殺対策への意識づけを行います。 【具体的な事業】 ・ 民生委員・児童委員活動 ・ 介護相談 ・ 障害者相談員活動	高齢支援課 社会福祉課

10	各種養成講座等における自殺対策の推進	認知症サポーター、介護予防サポーター等の各種養成講座において、自殺対策の一翼を担う人材であるという意識づけを図ります。 【具体的な事業】 ・ 認知症サポーター養成講座 ・ 介護予防サポーター養成講座 ・ 健康推進員会活動支援 ・ 地域安全ボランティア講座 ・ 手話奉仕員養成 ・ 図書館読み聞かせ講座 ・ 公民館事業 ・ 認知症家族の会 ・ 認知症カフェ ・ 介護予防教室 ・ 高齢者等見守り活動	高齢支援課 健康医療課 社会福祉課 図書館 生涯学習スポーツ課
----	--------------------	--	--

(3) 学校教育・社会教育に関わる人材育成

学校等で、児童生徒がいじめ等が原因で自殺する事がないよう、指導者である教員等に対し、適切な対応方法や児童生徒との接し方についての研修を行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
11	児童・生徒健全育成研修事業の推進	児童生徒の健全育成のために、教員を対象として、問題行動の未然防止を含めた研修を行います。また、命の教育合同研修会を開催し、研修の中で生命尊重の講話や事例交流を行います。	学校教育課
12	いじめ防止に向けた教職員への研修実施	いじめ防止を目的として、生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象とした研修やフォーラムを開催します。	学校教育課

3 住民への啓発と周知

(1) パンフレット等の作成と活用

自殺は「誰にでも起こりうる危機」であることや、助けを求めることが適当であることを市民が理解できるよう、パンフレット等さまざまな媒体を活用した啓発を行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
13	自殺予防パンフレットの配布	自殺未遂者を救急搬送した際、相談窓口の情報が掲載されたパンフレット等を本人、家族等に渡し周知します。また、必要に応じて救命講習や庁舎見学の際にも配布し、周知を行います。	消防本部救急指令課
14	自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施	自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）にホームページ等を活用し、自殺対策について周知します。	健康医療課 社会福祉課
15	市民への情報提供	市民が気軽に手にする生活情報冊子など、各種広報媒体を活用し、自殺予防や自殺しようとしている人のサインの早期発見等に関する情報提供をします。 【具体的な事業】 ・暮らしのガイドブック発行 ・行政の情報提供 （広報・ホームページ等による情報発信） ・市民情報コーナー管理 ・相談窓口ネットワーク一覧表の掲載 ・安心子育てガイドの配布 ・報道機関への情報提供	健康医療課 子ども家庭課 広報広聴課

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

講演会・イベント等の実施を通じて、広く市民に心身の健康づくりや自殺に関する理解・関心を高めます。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
16	健康福祉まつり	市民が、生涯にわたり健康・福祉に関心を持ち、健康づくりや福祉の取組みを主体的に取り組むための体験をし、情報を享受する場として「健康福祉まつり」を活用し、心身の健康や自殺対策に関する意識向上を図ります。	高齢支援課 健康医療課 社会福祉課
17	イベント・講座等による啓発	市民が参加するイベント・講座等において自殺に関する理解の促進と啓発を図ります。 【具体的な事業】 ・ 市政懇談会 ・ 公民館事業 ・ 市役所ふれあい出前講座 ・ 人権啓発推進	健康医療課 生涯学習スポーツ課 広報広聴課 市民課

(3) さまざまな機会を通じた啓発

さまざまな媒体や機会を通じて、自殺要因ともなりうる不安や悩みを解消するサービスや相談窓口等周知・啓発します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
18	青少年健全育成事業	青少年の健全育成事業を推進し、自殺につながる非行被害の防止や家庭の日普及活動を通じて、子どもや青少年の孤立化を防ぎ、自殺防止につなげる啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ・ 青少年健全育成 ・ 子ども会育成 ・ 街頭補導 ・ 電話相談窓口の設置 ・ 青少年健全育成のための広報啓発活動等	生涯学習スポーツ課
19	心の健康づくり研修会	心の健康に関する正しい知識と生活上の困難等に直面したときの対応方法等、出前講座や講演会を開催し普及啓発を実施します。	健康医療課

4 生きることの促進要因への支援

(1) さまざまな居場所づくり

子どもや保護者、高齢者、障がいのある人等あらゆる人の孤立を防ぐため、悩みが相談でき、生きがいを感じられ、通いやすい居場所づくりの推進及び支援を行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
20	子どもの居場所づくり推進	子どもが成長に応じて、地域で安心して過ごせ、スポーツ等を通じた交流ができるよう、小学校や児童センター、スポーツ少年団等を活用した居場所づくりを推進します。 【具体的な事業】 ・スポーツ少年団活動の支援 ・放課後児童クラブ運営 ・放課後スクール ・児童館、児童センター	子ども家庭課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
21	精神障がい者交流事業	精神障がい者等の日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、精神障がい者等の社会復帰と自立や社会参加の促進を図ります。 【具体的な事業】 ・心のふれあい広場 ・わいわいサロン	社会福祉課 社会福祉協議会
22	高齢者地域交流支援	身近な地域で高齢者の交流の場を設定する。ひとり暮らし高齢者を対象に、会食や配食を行い実態把握や見守りを実施します。 【具体的な事業】 ・高齢者ふれあいサロン ・ひとり暮らし高齢者ふれあい食事交流	社会福祉協議会
23	認知症の人やその家族の居場所づくり	認知症の人やその介護者が不安を抱えないよう、認知症カフェや家族の集い等の居場所づくりを進めます。 【具体的な事業】 ・認知症カフェ ・認知症家族の会 ・若年性認知症家族の会	高齢支援課

24	障がい者（児）に関する支援	心身の発達につまづきをもっている幼児に対して健やかな発達を保護者とともに促し支援します。 【具体的な事業】 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援	社会福祉課 発達支援センター
25	子育てサロン事業	身近な地域で乳幼児親の遊びや情報交換の場をつくり、交流を深めます。	社会福祉協議会

（２）心身の健康づくりの推進

全ての市民や職員が心身ともに健康に暮らせるよう取組みを推進します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
26	アルコール依存症予防啓発事業	アルコール依存症に関する相談、知識の普及、啓発を図ります。また、専門的な支援が必要な場合は関係する機関（東濃東部断酒会）を紹介し、関係機関と連携し自殺対策に取り組めます。	健康医療課
27	職員の健康管理事業	市役所職員の心の健康づくり指針に基づいた健康管理を実施します。 【具体的な事業】 ・ 心身健康の保持 ・ 健康相談、メンタル相談 ・ 管理監督者への「こころの相談・からだの相談」調査による環境改善 ・ 職員相談、管理職による相談	人事課
28	健（検）診を通じた健康づくり	年代や性別等に合わせたさまざまな健（検）診を実施します。また、疾病予防、早期発見・早期治療につなげます。 【具体的な事業】 ・ 特定健康診査、特定保健指導 ・ 30 歳代健康診査 ・ ぎふ・すこやか健康診査 ・ 基本健康診査 ・ 栄養指導 ・ 保健指導	健康医療課 保険年金課

		・ 節目歯科健診 ・ 妊婦歯科健診 ・ 歯科相談 ・ ぎふ・さわやか口腔健診 ・ がん検診	
--	--	---	--

(3) さまざまな相談支援の実施

さまざまな専門家等による相談支援や、誰でも気軽に利用できる相談窓口等により、心配ごとや不安を抱えている市民に対して、不安解消の方法やじっくりと話を聞いてもらえる場を提供します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
29	心配ごと相談	民生委員児童委員等が相談員となり、生活上の悩みごと等の相談を実施します。	社会福祉協議会
30	ふくしの法律相談事業	「法テラス」等との協働により、法律に関する相談窓口を設置し、生活困窮等に係る相談に応じます。	社会福祉協議会
31	精神保健相談事業	悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるよう、臨床心理士等による相談を行います。 【具体的な事業】 ・ 恵那保健所「こころの健康相談」 ・ 心のなんでも相談 ・ アルコール相談	健康医療課
32	人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、差別や虐待、パワーハラスメント等、さまざまな人権問題についての相談に応じます。	市民課
33	無料法律相談事業	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため月に1回、弁護士による無料法律相談を行う。	消費生活相談室

34	消費生活相談	訪問販売トラブルや悪徳商法被害、多重債務等の消費者問題について、相談と解決方法の紹介、法律専門家への斡旋等行います。 【具体的事業】 ・消費生活相談 ・多重債務相談 ・消費者教育	消費生活相談室
35	子どもへの虐待・DV相談対応	子どもへの虐待やDVを未然に防止する啓発を行うとともに、虐待発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。	子ども家庭課
36	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置します。	子ども家庭課
37	産前・産後の相談実施	妊婦等が抱える妊娠出産や子育てに関する悩みについて、相談支援や心身のケアを行い、孤立感の解消を図ります。 【具体的な事業】 ・母子手帳交付 ・妊婦教室、パパママ教室 ・マタニティクッキング ・産後ケア ・赤ちゃん訪問	健康医療課
38	発達に不安がある子どもに関する相談の実施	精神面や運動面で発達に遅れが見られる子どもの成長について、保護者等の相談に乗り、支援等行います。 【具体的な事業】 ・発達相談、発達検査 ・幼児相談 ・運動発達相談、栄養相談 ・あそびの教室 ・障害児相談支援 ・幼児教育、保育の実施 ・児童発達支援	健康医療課 幼児教育課 発達支援センター

39	子育てに関する相談・指導の実施	子育てに関するさまざまな不安や悩みに対して、子育てなんでも相談や各種健診、訪問等を通じて相談やアドバイスを行います。 【具体的な事業】 ・子育て支援センター運営 ・子育てなんでも相談（利用者支援） ・家庭児童相談 ・乳幼児なんでも相談 ・乳幼児健診・相談 ・歯科健診・相談 ・学力アッププログラム	健康医療課 教育研修所 子ども家庭課
40	高齢者や介護者への相談の実施	高齢者や介護者の日常生活の困りごとの相談に応じ、必要に応じて各種制度やサービスにつなげます。 【具体的な事業】 ・総合相談支援 ・もの忘れ相談 ・認知症家族の会 ・認知症カフェ	高齢支援課
41	若年性認知症家族の会	若年性認知症の本人・家族の相談、情報交換、交流の機会を設け支援します。	高齢支援課
42	障がい者の生活や自立に関する相談の実施	障がいのある人が、能力や適性に応じて、自立した生活や就労・学校生活等の社会生活を営めるよう、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整を行います。 【具体的な事業】 ・障害者相談員による相談 ・相談支援 ・障害児相談支援	社会福祉課
43	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報提供や助言・関係機関と連携した連絡調整を行います。また、経済的負担の軽減を図るため助成制度等の情報提供を行います。 【具体的な事業】 ・支援金交付	防災安全課

		・ぎふ県犯罪被害者支援センター連携 ・総合窓口の開設	
44	公害・環境に関する苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。 【具体的な事業】 ・公害・環境関係の苦情相談 ・公害対策 ・廃棄物対策	環境政策課

(4) さまざまな支援を求める人への事業の展開

生活の中で生きづらさを抱えている人が、ひとりで悩みを抱えこまないよう、さまざまな支援を提供します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
45	日常生活自立支援事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により、日常生活における金銭管理等に不安を抱える人に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会
46	成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人が権利侵害を受けないよう、NP0 法人東濃成年後見センターへ事業委託し、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、成年後見制度の申立てに当たり経済的理由で利用が妨げられないよう、費用の助成を実施します。 【具体的事業】 ・成年後見センターとの連絡会議 ・巡回相談	高齡支援課 社会福祉課
47	障がい者虐待防止事業	障がい者虐待防止センターを中核として、障がいのある人への虐待を未然に防止する啓発を行うとともに、虐待発生時に関係機関と連携し迅速に対応します。	社会福祉課
48	子育て中の保護者の生活を支援する事業の実施	保護者が安心して子育てできるよう、ファミリーサポート事業や子育てに関する教室等、さまざまな子育て支援事業を実施します。	健康医療課 学校教育課 子ども家庭課 社会福祉協議会

		【具体的な事業】 ・ファミリー・サポート・センター（育児） ・妊婦教室、パパママ教室、マタニティ教室 ・乳幼児健診・相談 ・歯科健診・相談 ・マタニティクッキング ・子育て支援センター ・病児保育 ・スクールソーシャルワーカー活用 ・震災児童生徒就学援助	
49	高齢者の生活を支援する事業の実施	高齢者や認知症の人、その介護者が地域で安心して生活できるよう、さまざまな生活支援や介護支援を提供します。 【具体的な事業】 ・介護保険に関する事務及び介護相談 ・もの忘れ相談 ・認知症家族の会 ・若年性認知症家族の会 ・認知症初期集中支援チーム ・地域支え合いマップ ・地域リハビリテーション活動支援 ・ファミリー・サポート・センター（高齢者） ・介護予防教室 ・緊急通報システム ・生活支援サービス体制整備 等	介護保険課 高齢支援課 社会福祉協議会
50	障がい者（児）の生活を支援する事業の実施	障がい者（児）、その家族が地域で安心して生活できるよう、さまざまな生活支援や介護支援を提供します。 【具体的な事業】 ・日中一時支援 ・障がい者（児）手当 ・自立訓練・就労移行支援等の訓練給付 ・訪問入浴 ・手話通訳者等派遣 ・障がい者虐待の対応	社会福祉課

51	ひとり親家庭の生活を支援する事業の実施	ひとり親家庭が地域で安心して生活できるようさまざまな生活支援を提供します。 【具体的な事業】 ・児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等医療費助成事務 ・母子家庭等自立支援給付金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付 ・母子生活支援施設措置費	社会福祉課 子ども家庭課
52	その他の支援事業	国民健康保険被保険者が死亡した際に一時金を支給します。遺族に対して、相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布し、問題に応じて支援機関へとつなげます。	保険年金課

(5) 年代や興味に合わせた生きがいくりの推進

日々の暮らしの中に楽しみがあることは、生きることへの促進要因となります。心身の健康づくりにつながるさまざまな生きがいくりの機会を提供します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
53	健康づくり・生きがいくり	市民の健康づくり、生きがいくりの取組みを支援します。 【具体的事業】 ・健康教育 ・公民館事業 ・スポーツ政策	健康医療課 生涯学習スポーツ課
54	高齢者の生きがいくり、介護予防事業	高齢者の就労や健康づくり、介護予防等に関するさまざまな事業を実施し、参加を促進することで、生きがいくりへとつなげます。 【具体的な事業】 ・高齢者活動推進 （シルバー人材センター運営補助事業） ・老人クラブ活動支援 ・集中型一般介護予防（あんきなくらぶ事業） ・介護予防教室	高齢支援課

(6) 自殺未遂者や遺族に対する支援

自殺未遂者や自殺者の遺族は、その心に深く傷を負っています。精神的に追い詰められ自殺へつながることがないように、自殺未遂者や自殺者の遺族に働きかけや相談窓口の周知を行います。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
55	自殺未遂者・遺族への支援	岐阜県や関係団体と連携し、遺族に対する相談窓口の周知や、家族会等に関する情報提供を行うことで、心のケアや、適切な支援へとつなげます。	社会福祉課 健康医療課
56	【No. 13 再掲】 自殺予防パンフレットの配布	自殺未遂者を救急搬送した際、相談窓口の情報が掲載されたパンフレット等を本人、家族等に渡し周知します。また、必要に応じて救命講習や庁舎見学の際にも配布し、周知を行います。	消防本部救急 指令課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

学校等において、児童生徒が困難やストレスに直面したとき、ためらわずに助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育を行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
57	PTA 活動の支援・育成に関する事業	PTA に対し、子どもの SOS のサインを早期に把握する方法や、適切な受け止め方や対応方法についてのセミナーや研修会等の開催について支援を行います。	教育企画課
58	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置し、支援を行います。また、不登校児童生徒の集団適応、自立を援助する学習・生活指導、保護者に対する相談活動等を行います。	学校教育課
59	教育・発達相談事業	18 歳以下の子どもの発達に係る保護者、園・学校、教諭等からの相談を受け、必要に応じて発達に係る検査を行うことで、適切な指導を行います。	教育研修所
60	教育相談	SC（スクールカウンセラー）を配置し、児童生徒や保護者から子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談や支援を行います。 かやの木教室とあけぼの教室においても、教育相談を実施します。	学校教育課
61	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりする等さまざまな支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課
62	学校評価	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善します。	教育研修所
63	学校図書館活用事業	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用により、命やこころの健康をテーマにした特集を行うことで情報周知を図ります。	教育研修所

64	命の教育	よりよい生き方を考える「命の授業」を全ての小中学校で実施し、自己肯定感や他者との関わる力の醸成を図ります。また、年間計画（幼保小中）の中に「SOSの出し方」を位置付け、「ストレスとは何か」、「個々の悩みへの対処法」、「悩みの相談先の紹介」などを具体的に指導します。	学校教育課
65	市内企業との連携事業	「すご技プロジェクト」や「職場体験学習」を実施することで、望ましい勤労観、職業観を身につけさせ、ふるさと中津川に誇りを持てる子どもを育成します。	教育研修所

（２）SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

学校等で児童生徒と日常的に接している教員だけでなく、保護者やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等が連携して、児童生徒のSOSを受け止める体制の構築を図ります。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
66	いじめ防止対策事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。 【具体的な事業】 ・広報活動	学校教育課
67	不登校児童生徒支援事業	不登校対策として、適応指導教室充実や、小中学校と教育相談支援機関との連携強化を図ります。 【具体的な事業】 ・登校サポートボランティア派遣 ・不登校児童生徒支援 ・スクールカウンセラーの設置 ・教育相談室相談員等との連携強化 ・スクールソーシャルワーカー活用	学校教育課

68	関係機関との連携	学校やそれを取り巻く関係機関・団体が、取組みを発表したり情報交換したりするオープンセッションを開催することで、地域の子どもを地域で育てるということについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図ります。 【具体的な事業】 ・ 移動教育委員会 ・ 要保護児童DV防止対策協議会 ・ 非行対策部会 ・ いじめ対策部会 ・ 幼保小中連携 ・ 学力アッププログラム	教育企画課 学校教育課 教育研修所
----	----------	--	----------------------------------

6 高齢者向け対策

(1) 包括的な支援のための連携と推進

地域包括支援センターをはじめとして、高齢者の支援に関わるさまざまな専門機関や人材が連携し、包括的な支援を実施することにより、高齢者の閉じこもりや孤立化を防止します。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
69	地域包括支援センターの運営	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムを推進します。 【具体的な事業】 ・地域包括支援センター運営協議会 ・地域ケア会議	高齢支援課
70	医師会等（関係機関）との連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者と、介護事業者が連携することで、高齢者への医療と介護の切れ目ない支援の提供を図ります。 【具体的な事業】 ・地域医師会との連携 ・地域歯科医師会との連携 ・地域薬剤師会との連携 ・在宅医療・介護連携支援センター ・在宅歯科医療連携室	高齢支援課 健康医療課
71	認知症多職種連携	認知症の人やその家族に対して、多職種が連携して支援できるよう、関係機関のつながりや支援を強化します。 【具体的な事業】 ・講演会の実施 ・認知症コーディネーター会議 ・相談協力員懇話会	高齢支援課
72	認知症初期集中支援チーム	認知症の人や認知症の疑いがある人及びその家族を適切な医療や介護サービス等につなげるため、チーム員が訪問し、一定期間集中的に支援を実施します。	高齢支援課

(2) 高齢者の健康不安に対する支援

相談支援や心身の機能低下を防ぐ介護予防に関する事業を推進することにより、高齢者の健康不安を和らげます。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
73	【No. 40 再掲】 高齢者や介護者への相談の実施	高齢者や介護者の日常生活の困りごとの相談に応じ、必要に応じて各種制度やサービスにつなげます。 【具体的な事業】 ・ 総合相談支援 ・ もの忘れ相談 ・ 認知症家族の会 ・ 認知症カフェ	高齢支援課
74	介護予防に関する事業の推進	介護や支援の必要な状態にならないよう、頭や身体を使う機会の提供や、介護予防を指導する人材等の育成・派遣を行います。 【具体的な事業】 ・ 集中型一般介護予防（あんきなくらぶ事業） ・ 介護予防サポーター養成講座 ・ 介護予防教室	高齢支援課

(3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、高齢者が閉じこもり等により心身の機能低下や、生きることへの楽しみが失われないよう、社会参加の機会の提供や、自宅への訪問を行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
75	高齢者地域交流支援	身近な地域で高齢者の交流の場を設定したり、ひとり暮らし高齢者を対象に、会食や配食を行い実態把握や見守りを実施します。 【具体的な事業】 ・ 高齢者ふれあいサロン ・ ひとり暮らし高齢者ふれあい食事交流	社会福祉協議会

76	高齢者の就労や生きがいの促進	シルバー人材センターによる仕事やボランティアの斡旋、老人クラブでの活動等を通じて、高齢者の生きがいの場や機会を提供します。 【具体的な事業】 ・シルバー人材センター運営補助 ・老人クラブ活動支援	高齢支援課
77	高齢者に対する見守りの推進	民生委員児童委員や、地域住民等により、高齢者の世帯への訪問や、地域での声掛けを進めます。 【具体的な事業】 ・高齢者見守り協定 ・民生委員児童委員による訪問 ・地域支援ネットワーク会議 ・相談協力員懇話会	高齢支援課
78	認知症の人やその家族への支援	認知症の人やその介護者が地域で安心して暮らせるよう、認知症カフェや家族の集い等居場所づくりや認知症を正しく理解するサポーターの養成を進めます。 【具体的な事業】 ・認知症カフェ ・認知症家族の会 ・若年性認知症家族の会 ・認知症サポーター養成講座 ・もの忘れ相談	高齢支援課
79	緊急通報システム事業	65歳以上の疾病や障がい等で日常生活に不安があるひとり暮らしの高齢者に対して、救急の際に消防署に直接通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。	高齢支援課

(4) 高齢者への生活支援の実施

適切なケアマネジメントによるさまざまな介護支援や権利擁護の取組みにより、高齢者やその介護者が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
80	【No. 6 再掲】 包括的・継続的 ケアマネジメ ント支援業務	ケアマネジャーに対する研修会や、相談に応じた指導・助言を実施する中で、自殺対策に関する意識づけを行います。 【具体的な事業】 ・地域ケア会議 ・ケアマネ部会 ・主任介護支援専門員連絡会 ・地域包括支援ネットワーク会議	高齢支援課
81	さまざまな介護サービス等の提供	介護や支援を必要とする高齢者等が、身体の状態や本人・家族の意向に沿って生活できるよう、適切なケアマネジメントを行い、居宅や通いでさまざまな介護支援や生活支援、訓練等を提供します。 【具体的な事業】 ・介護予防・生活支援サービス ・介護保険に関する事務及び介護相談 ・養護老人ホームへの入所 ・配食サービス	介護保険課 高齢支援課
82	高齢者権利擁護業務	高齢者虐待または消費者被害等の相談に対し、適切な支援につなげます。また、関係機関との連携を重視し、高齢者を権利侵害から守ります。	高齢支援課
83	【No. 46 再掲】 成年後見制度 利用支援事業	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人が権利侵害を受けないう、NPO 法人東濃成年後見センターへ事業委託し、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、成年後見制度の申立てに当たり経済的理由で利用が妨げられないよう、費用の助成を実施します。 【具体的事業】 ・成年後見センターとの連絡会議 ・巡回相談	高齢支援課 社会福祉課

7 生活困窮者向け対策

(1) 相談・自立支援の推進

生活困窮が自殺の要因とならないよう、早期の相談につながる窓口を周知し、適切な助言や、生活困窮から脱する方法の一つとして、就労による自立を促すための支援を行います。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
84	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している人や、今後困窮するおそれのある人の相談に対応し、状況に応じた支援及び自立した生活（就労）への支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
85	生活困窮者家計相談支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の斡旋等を行い、早期の生活再生を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
86	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労が困難な人に、一般就労に向けた基礎能力を養うプログラムを実施し、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 経済的な支援の実施

生活困窮者が自立に向けた活動が出来る生活基盤を整えるため、経済的な支援を行います。

N0	取 組 み	内 容	担 当 課
87	滞納税の徴収事業	納税が困難な人の相談に応じ、必要に応じて他の相談機関や支援機関につなげます。	債権管理課
88	公営住宅募集事務	住宅に困窮する低所得者に対して公営住宅の入居募集を行い、低額な家賃で賃貸します。	都市建築課
89	上下水道料金等の徴収事業	上下水道料の支払いが困難な人の相談に応じ、必要に応じて他の相談機関や支援機関につなげます。	水道経営課
90	就学支援と特別支援学級就学奨励費補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品等の支援を行います。また、所得の低い特別支援学級在籍者の保護者に対し、就学奨励費の支援を行います。	教育委員会事務局

91	国民健康保険料等徴収事業	国民健康保険料等の納付が困難な人に対して、必要に応じ、他の相談機関や支援機関につなげます。	保険年金課
92	生活困窮者住居確保給付金事業	離職等により住居を失った人や失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	社会福祉課 社会福祉協議会
93	生活保護業務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。また、受給世帯の問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	社会福祉課
94	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がいのある人または高齢者が、経済的に自立し、日常生活や社会生活を安定して送ることができるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会
95	緊急食糧支援事業	緊急一時的に日常の食糧が確保できない食糧困難者に緊急食糧を提供するとともに、安定した生活に向けての助言や支援を行います。	社会福祉協議会
96	国民年金免除申請、納付相談	国民年金の免除申請書の受付、納付相談を行います。	保険年金課
97	徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談を行います。	債権管理課

8 勤務・経営対策

(1) 相談支援の実施

パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントをはじめ、職場でのさまざまなトラブルや困りごとに対応できる相談窓口について、周知を図ります。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
98	【No. 31 再掲】 精神保健相談事業	悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるよう、臨床心理士等による相談を行います。 【具体的な事業】 ・ 恵那保健所「こころの健康相談」 ・ 心のなんでも相談 ・ アルコール相談	健康医療課
99	【No. 32 再掲】 人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、差別や虐待、パワー・ハラスメント等さまざまな人権問題について相談に応じます。	市民課
100	【No. 27 再掲】 職員の健康管理事業	市役所職員の心の健康づくり指針に基づいた健康管理を実施します。 【具体的な事業】 ・ 心身健康の保持 ・ 健康相談、メンタル相談 ・ 管理監督者への「こころの相談・からだの相談」調査による環境改善 ・ 職員相談、管理職による相談	人事課

(2) 健全に働ける職場環境づくり

長時間労働の改善や、ワーク・ライフ・バランスの推進により、心身を害することのない健康で充実した働き方が各職場で実現されるよう、事業所等への働きかけを行います。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
101	工業振興事業	ワーク・ライフ・バランス、健康経営等に関する国・県の企業認証取得を目指す事業所を支援し、地域のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	工業振興課
102	多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ります。	学校教育課

(3) 就労・ビジネスに関するさまざまな相談の実施

事業や経営の不振が自殺の原因にならないよう、就労やビジネスに対する相談事業や融資によって、企業、事業所や個人の挑戦や、安定的な経営を支援します。

NO	取 組 み	内 容	担 当 課
103	中小企業資金融資事業	市内の中小企業の経営の安定を図ります。 【具体的な事業】 ・低金利融資の斡旋 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・空き店舗を改修して開業する事業者、個人への補助	商業振興課
104	職場のメンタルヘルス講習会	事業所におけるメンタルヘルス対策を推進するため、岐阜県や関係機関で開催される研修会、講習会の情報を提供します。	健康医療課
105	雇用対策事業	就労相談・内職の求人求職相談・企業説明会・就労支援セミナー等を実施します。	工業振興課
106	若者地元定着推進事業	若年者にタイムリーな企業情報・会社説明会、就活イベント等の仕事に関する情報の配信、ホームページの掲載を行い、雇用機会の拡大につなげます。	工業振興課
107	地域産業の育成・発展	各商工会等と連携した経営者支援セミナー等、中小企業経営基盤強化事業の実施を行います。	商業振興課

第 5 章

計画の進行管理及び評価

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係機関が連携することが大切です。そこで、関係機関による「中津川市生きること支援ネットワーク会議」を毎年開催し、各機関における自殺対策関連事業の実施状況の把握等を行い、全庁的な取組として生きること支援を推進します。

2 計画の進行管理及び評価

本計画の進行管理については、設定した数値目標や、各事業の進行状況の確認により行います。

また、本計画の最終年度においては、数値目標が達成状況の評価と、計画期間中全体の取組みに対する評価を行い、計画の見直しへとつなげます。

中津川市生きること支援計画

発行日：令和２年３月

発 行：中津川市

編 集：中津川市 市民福祉部 健康医療課
社会福祉課

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町２番１号

電話番号：0573-66-1111

FAX 番号：0573-66-0058